

歳入庁設置に向けての主たる検討事項（案）

2004年参院選以来、民主党マニフェストに掲げられている歳入庁設置構想につき、本ワーキングチームでは、過去の党内議論をベースとしつつ、政府の検討状況を踏まえながら、歳入庁設置を前提として、主に下記の事項等について検討を深め、4月上旬を目途として中間報告をとりまとめる。

○ 歳入庁設置の目的・効果等

- ・「社会保障と税の一体改革」に伴い、マイナンバー制度が導入されることなどを鑑み、社会保険料と税の徴収に関する事務・組織を一元化する。
- ・そうした対応に伴い、国民の利便性が向上する。
- ・あわせて、社会保険料の納付率が向上し、徴収コストも軽減される。
- ・その他。

○ 歳入庁の所掌事務等

- ・「歳入庁」である以上、給付事務までは対象としないとするか。その場合、給付事務を担う組織との制度・業務上の関係をどのようにするか。
- ・公的年金制度のうち、共済年金も対象とするか。
- ・地方税も徴収対象とするか。
- ・上記各点に関連し、地方自治体等の他の組織との制度・業務上の関係をどのようにするか。
- ・その他。

○ 歳入庁の組織等

- ・所管を内閣府とするか財務省とするか。
- ・既存組織（国税庁、日本年金機構）、関連出先機関（税務署、社会保険事務所）等との関係をどのようにするか。
- ・所掌事務の円滑な遂行に必要な組織定員をどのように確保するか（全省庁的な定員見直しの必要性）。
- ・その他。

○ 歳入庁設置時期等のスケジュール感等

- ・「制度」「システム」「業務処理」の3点が、内容的に整合的な移行が可能となるようなスケジュール感をどのように考えるか。
- ・新年金制度及び給付付き税額控除の導入時期との関係をどのように考えるか。
- ・マイナンバー制度に関するシステム構築との関係をどのように考えるか。
- ・他の関連システム等の洗い出し等の悉皆調査をどうするか。
- ・政府の検討、当WTの検討とも、業務処理の実情、将来の業務処理のあり方に関して十分な情報と構想を有しているか。
- ・その他。

以上